

## さくら市農業委員会総会議事録（平成28年4月定例総会）

1. 開催日時 平成28年4月25日（火）午後2時00分から午後4時45分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎第1・2会議室

3. 出席委員（28人）

会長	25番	田代 修一
会長職務代理者	30番	山崎 國一
委員	1番	薄井千恵子
	2番	小菅 和彦
	3番	中山 隆
	5番	齋藤 敏一
	6番	平山 光邦
	7番	野上 春夫
	8番	田代 純一
	9番	齋藤 克之
	10番	鈴木 有一
	11番	小竹 勝
	12番	肥後 太一
	13番	石塚 信行
	14番	手塚 栄一
	15番	舟本 幸美
	16番	門前 義夫
	17番	大塚 明美
	19番	大森 勝雄
	21番	宍戸 孝男
	22番	手塚 靖博
	23番	池田 一孔
	24番	落合千枝子
	26番	福田 正和
	27番	佐藤 利通
	28番	石田多美子
	29番	小林 功

4. 欠席委員（2人）

## 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第 1号 非農地証明願について  
議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出について  
議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について  
議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 7号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 8号 特定農地貸付けの承認について（市民農園）  
議案第 9号 耕作放棄地の非農地通知書交付について
- 第3 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 鈴木 秀幸  
農地調整主幹 野崎 憲作  
主査 柴山 雅子

## 8. 会議の概要

事務局	鈴木	定刻になりました。出席委員28名、欠席委員は、20番谷田年美委員・31番大木忠一委員の2名であり、定足数に達しており総会は成立いたしますので、まず、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	田代	みなさん、こんにちは。 皆様の服装も明るくなり、本日は外も暑く、田植が忙しくなりました。また、田に水が入ると体に力がいり、顔のつやも出ています。そうゆう中悲しい事故があり、農作業いくときに車に追突されお亡くなりました。大田原市でも同様な事故があり、皆様も十分注意し農作業してください。また、テレビ等で、熊本県・大分県で大きな地震があり大きな被害がありました、5年前の東日本地震を思い出しますが、お亡くなりました方に、お悔やみ申し上げます。新聞で、あねさん工房と書いてあり、地元かなとおもいましたが、大分県豊後でした。 4月ということで職員の方の異動もあります、新たな気持ちで年度の始めということで取り組んでいきたいと思っております。本日は、案件も大

		<p>変多くなっておりますので、慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、ただいまからさくら市農業委員会4月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	鈴木	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは、会議に先立ちまして本日午前10時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
15番	舟本	<p>本日午前10時より1名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第4号が1件、議案第5号が1件、議案第6号が4件の合計6件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	田代	<p>次に第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
12番	肥後	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第2号が1件、議案第6号が6件、議案第8号が1件、議案第9号が1件の合計9件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	田代	<p>次に第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
18番	渡辺	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第3号が2件、議案第6号が3件の合計5件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	田代	<p>次に第4調査会委員長の報告を求めます。</p>
3番	中山	<p>本日午前10時より1名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。</p>

		た。案件としては議案第1号が1件、議案第2号が1件、議案第4号が2件、議案第6号が2件、議案第9号が4件の合計10件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>19番の大森勝雄委員、21番の宍戸孝男委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事の入る前に皆様にお諮りします。議案第6号番号6番から番号10番は、上阿久津台地区画整理地内ですので少ないときもありますが、区画整理地内は一括審議でよろしいでしょうか。</p> <p>{全員異議なしの声}</p>
議長	田代	<p>では、今後上阿久津区画整理地内の案件につきましては、一括審議とします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「非農地証明願について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第1号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
3番	中山	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>内容については、ただいま事務局から説明があったとおりです。みなさまのご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>

議長	田代	<p>全員挙手で、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第2号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。</p> <p>今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づきまして、2名のあっせん委員の選出をお諮りします。</p>
議長	田代	<p>あっせん委員の選任ですので、第2調査会の委員長より指名願います。</p>
12番	肥後	<p>私12番肥後太一、24番落合千枝子委員を指名いたします。</p>
議長	田代	<p>それでは議案第2号番号1番のあっせん委員は、12番肥後太一委員、24番落合千枝子委員を指名いたします。</p> <p>議案第2号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第2号番号2番について、朗読して説明する。</p> <p>同じく、2名のあっせん委員の選出をお諮りします。</p>
議長	田代	<p>あっせん委員の選任ですので、第4調査会の委員長より指名願います。</p>
3番	中山	<p>17番大塚明美委員、19番大森勝雄委員を指名いたします。</p>
議長	田代	<p>それでは議案第2号番号2番のあっせん委員は、17番大塚明美委員、19番大森勝雄委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番と2番は土地交換ですので関連がありますので、一括審議とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号1番、議案第3号番号2番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>

7番	野上	事由につきまして、事務局の説明どおりであり、ご審議のほどよろしく お願いいたします。
議長	田代	それでは、質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	田代	異議なし以外ないようですので、採決に入ります。議案第3号番号1番、 議案第3号番号2番について、承認される方、挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号1番、議案第3号番号2番は原案ど おり承認されました。
議長	田代	続きまして、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」 を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号1番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けています ので、第3種農地と判断し申請の内容は許可基準に適合しているものと 判断します。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
26番	福田	案内図4-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請者は高齢になり、既存住宅は2階建てのため、生活することが困難 となり建て替えが必要となっております。現在の住宅敷地は、今後の農 業経営のために納屋等は残し利用します。平屋を建てる予定で、現在の 宅地には、建築するスペースが確保できません。居宅、平屋139.9 6㎡ 建築面積139.96㎡ 駐車スペース2台分、給水は、上水道、 排水は公共下水道に接続します。資金計画は、1,750万円、土地造 成費200万円、諸経費50万円計2,000万円、資金調達は、全て、 自己資金で賄います。雨水は敷地内を砂利敷きにし、自然浸透処理しま す。申請地周辺は、宅地化が進んでおります。周辺農地への影響はあり ません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは、質疑に入ります。

18番	渡辺	登記簿山林になっていますが、農業委員会としてどうなのか。
事務局	野崎	現況主義で、農地と判断しています。
18番	渡辺	了解しました。
議長	田代	その他ございますか。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	田代	異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。議案第4号番号1番について承認される方、挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4号番号1番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号2番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は農地の集団的広がり約0.5haであり、農業公社投資の対象となっていない土地ですので第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
28番	石田	案内図4-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた土地であります。自己所有地を養蜂・養鶏目的の農業用施設に転用する案件です。現在埼玉県にて養蜂等を行っておりますが、さくら市にある自己所有地においても行いたく、また併せて養鶏も試験的に行い事業拡大をするため今回の申請に至っております。計画によりますと、管理用のプレハブ3棟、養蜂場82㎡、養鶏場92㎡を確保しようとするものです。なお、この事業で、給水・排水はありません。資金計画はありません。周辺農地への影響でございますが、本日の調査会におきまして、申請の内容を確認したうえ、現地調査を行いました。問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	田代	それでは、質疑に入ります。
12番	肥後	給水がなくて、養鶏は大丈夫ですか。
28番	石田	自然雨水を貯めてやっています。
議長	田代	その他ございますか。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号2番について、承認される方の挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4号番号2番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第4号番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号3番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がり約10ha以上の農地であり、 第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
3番	中山	案内図4-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請地は、周囲を畑・道路及び宅地に囲まれた土地です。申請は、自己所有農地を農業用出荷調整施設として転用する案件です。申請者は、年間を通じてニラを主に生産する専業農家であり、経営面積は、約1.2haです。収穫した作物や農業用資材の保管場所が手狭であるため、ニラや資材の保管場所を建てる申請です。計画は、建築面積19.87㎡の施設を2棟、14.90㎡を1棟建築する計画です。この事業に伴う給水・排水はありません。雨水は敷地内浸透とします。資金計画ですが、総事業費40万円で、全額自己資金で賄い、残高証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、元々田として利用され、畦畔があるので砂利等が流出することはありません。午前中の調査会において現地を確認しましたが、問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。



議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので採決に入ります。 議案第4号番号3番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号3番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第5号番号1番「農地法第5条の規定による許可後の 事業変更申請について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第5号番号1番について、朗読して説明する。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
13番	石塚	<p>事務局の説明どおりです。どうぞご審議くださるようお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので採決に入ります。議案第5号番号1 番について挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請につい て」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号番号1番について朗読説明する。 なお、農地区分は都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますの で、第3種農地と判断し申請の内容は許可基準に適合しているものと判 断します。</p>

議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
13番	石塚	案内図6-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。 申請者は申請地の北側に、道路を隔て配偶者父母の住宅に6人で生活しております。独立した1戸建ての住宅敷地を近くを探していましたが、今回申請地所有者の譲渡意思を知り、配偶者の父母住宅の隣接に計画しました。土地利用計画は、開発道路、法定外道路を改良し、南側の農地境にL型擁壁を設置し、給排水施設を本管へ延長接続し、206㎡を盛土整地します。木造2階建(建築面積65.41㎡、延床面積106.81㎡)の建築です。資金計画は、土地取得費600万円、建築工事費2,050万円、諸経費100万円、合計2,750万円、全額借入です。周辺農地への影響ですが、雨水は北側全面道路に自然流下させ、隣接農地境には、L型擁壁を設け雨水の流出を防ぎます。調査会において現地を確認しましたが、問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6番号1番について承認される方の挙手をお願いします。  【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第6番号1番は、原案通り承認いたしました。 続きまして、議案第6番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6番号2番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し一般住宅の敷地拡張であり、宅地としての一体利用が500㎡を超えないものですので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
13番	石塚	案内図6-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。 住宅敷地の東側を自家用車の出入口として利用していましたが、土地

		<p>が不整形で間口が狭く、車両を駐車するスペースを確保することが困難であったため、敷地を拡張して利用しやすくするための申請です。雨水は、東側へ自然流下させ、隣接農地境には、重量ブロック積を設け周辺農地に被害を及ぼせません。以上の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6番号2番について承認される方の挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第6番号2番は原案通り承認されました。 続きまして、議案第6番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号3番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、申請地北側道路に水道管及び公共下水道管が埋設されており、かつ氏家中学校から約180m、すぎうら歯科医院から約260mであることから第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
13番	石塚	<p>案内図6-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 転用行為の必要性ですが、申請者は市内の賃貸住宅に住んでいますが、現居住は狭いため今回申請地を取得し、自己住宅を建築する申請です。土地利用計画は、一般住宅2階建て、1階53.97㎡、2階40.32㎡、建築面積53.97㎡、給水は、上水道。排水は、公共下水道、土地取得費980万円、建築外構費2,600万円、事務費120万円計3,700万円、全て借入れです。申請地は、東西に既存のブロック塀の擁壁があり、南側の雑種地との高低差はありません。よって土砂の流出はありません。また、周囲の農地への被害を及ぼすことはありません。以上の状況で現地も確認し問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号3番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号3番は原案通り承認されました。</p> <p>議案第6号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号番号4番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり約0.2haであり、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
15番	舟本	<p>案内図6-4をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請者は、不動産の売買及び建築業を主体とする総合不動産業であり、さくら市においても建築住宅販売の実績があります。今回計画している地は周辺に住宅が立ち並び、今回は4区画の計画です。土地利用計画は、周辺道路は、東側に法定外道路がありますので、南側に区画道路幅員6.0mを設け接道させます。建売住宅4区画の計画です。外周は化粧ブロック積にて土留を行い近隣農地に被害を及ぼさないようにします。排水は、公共下水道へ接続、雨水は浸透池にて処理します。上水道は、配水管を新設します。資金計画は、7,216万円で、自己資金で賄います。金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、周辺地は東側が道路を挟んで工場敷き、西側が住宅地、南側がアパート敷き、北側が農地です。土砂及び雨水が周辺農地に流出しないように、ブロック積みから工事を始めます。調査会で確認しましたが問題はないと見てきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号番号4番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号4番は、原案通り承認されました。 続きまして、議案第6号番号5番・6番・7番・8番・9番・10番は冒頭で申した通り上阿久津台地土地区画整理事業地内の案件ですので、一括審議とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号番号5番・6番・7番・8番・9番・10番について朗読して説明する。</p> <p>上阿久津台地土地区画整理事業地内の許可申請となります、権利設定移転の原因は全て売買、転用目的は一般住宅です。なお、農地区分は、区画整理地域内で、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
29番	小林	<p>案内図6-5から6-10をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>上阿久津台地土地区画整理事業地内で、権利移転が売買であります。資金計画は、金融機関の残高証明書並びに融資証明書が添付されております。農地等への影響はありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号番号5番・6番・7番・8番・9番・10番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号5番・6番・7番・8番・9番・10番は、原案通り承認されました。 議案第6号番号11番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	柴山	<p>議案第6号番号11番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は農地の集团的広がり約8.5haであり、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をもとめます。</p>
1番	薄井	<p>案内図6-11をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請は、譲受人が売買による、太陽光発電設備としての転用です。本申請者は、原発に対する考え方に関心を持ち、個人でも規模が小さくても電力不足に協力できると思い、太陽光発電パネルを設置し、脱原発に協力したい思いからの申請です。パネル324枚、最大出力55.08Kwの発電量、年間発電量62,922Kw/hを確保するものです。売電単価29.16円。経済産業省、東電の売電契約書も申請済です。</p>
議長		<p>雨水につきましては、区域内は舗装しないため、敷地内処理で、隣接地から1m以上離し設置するもので、周辺農地への日照・通風等には影響ありません。</p> <p>総事業費1,400万円全額自己資金で賄います。本日の調査会で、申請の内容を確認し現地調査を行いました。問題は無いと判断しております。以上のような状況であります、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	田代	<p>異議なし声以外ないので、採決に入ります。議案第6号番号11番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号11番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号番号12番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号番号12番について朗読して説明する。</p>

		<p>なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
30番	山崎	<p>案内図6-12をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請は、高根沢町株式会社〇〇〇氏が、権利設定は地上権で、太陽光発電設備の転用目的です。土地選定理由は、都市計画の用途の指定を受けている土地であり、日照が良好で平坦地・隣接を妨げる物もなく、計画上の敷地面積10aも確保され、道路に接し、維持管理も容易、良好な立地条件な土地であります。土地利用計画は、事業面積977㎡に、パネル264枚、最大出力66kwを設け出力49.9kwの低圧発電所を設置します。周辺は、高さ1.8mのフェンスで囲み管理徹底を図ります。敷地内敷き砂利整地し、雨水は自然浸透の処理であります。その他給水・排水はありません。資金計画は、総事業費1,812万円で、全額自己資金で賄うこととします。周辺農地への被害防止対策は、フェンス1.8mを建ててから施工しますので、砂利等の流出はありません。工作物の高さ1.18m日照・通風は影響ありません。農振法は、区域外、経済産業省は、認可済、東電の申請済で、本日の調査会で、申請の内容を確認したうえ現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第6号番号12番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号12番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号番号13番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第6号番号13番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり約10ha以上の農地ですので、</p>

		第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
18番	渡辺	案内図6-13をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 転用行為の必要性ですが、申請者は現在借家に住んでいまして、家族が増え家が狭くなり、妻の実家周辺に建築したと考えていたところ、義父所有地を使用貸借できることになりました。道路は、位置指定の申請が必要で、道路位置指定申請予定地〇〇〇〇番〇を含めての申請です。土地利用計画は、一般住宅1階72.66㎡、2階49.68㎡、ガレージ37.79㎡、給水は、上水道、排水は合併浄化槽にて処理後、既存の雑排水マンホールに接続です。資金計画は、総事業費3,000万円で、金融機関からの借入です。周辺農地への被害防除対策は、現在周囲の土地及び道路より低いので盛土なしで利用いたします。道路位置指定申請は、さくら市建設課・矢板土木と協議のうえ進めております。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは、質疑にはいりません。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	田代	異議なしの声以外内容ですので、採決に入ります。議案第6号番号13番について承認される方、挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第6号番号13番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号番号14番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号14番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がり約10ha以上ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。



議長	田代	担当委員の説明を求めます。
3 番	中山	場所は、議案第 4 号番号 3 番で説明したところなので省略します。〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏は、親子であります、現在賃貸住宅で、家族も増え今の場所では、狭くなったため住居を建てる申請です。土地利用計画は、給水は、上水道、排水は、合併浄化槽にて処理後蒸発散処理です。雨水は、敷地内処理です。資金計画は、2, 5 0 0 万円で、金融機関融資証明書も添付されております。周辺農地への被害防除対策は、周辺へフェンス等を設置し土砂等の流出を防ぎます。本日の調査会で、申請の内容を確認したうえ現地調査を行いました。問題はないと判断しております。以上のような状況でありますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	田代	それでは、質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので採決に入ります。議案第 6 号番号 1 4 番について承認される方、挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 6 号 1 4 番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第 6 号番号 1 5 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 6 号番号 1 5 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がり約 1 0 h a 以上ですので、第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「既存の施設の拡張（既存の施設の面積の 2 分の 1 を超えないもの）に該当し、農家住宅の敷地拡張であり、宅地としての一体利用が、1, 0 0 0 m <sup>2</sup> を超えないものですので、申請の内容は許可基準の適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
1 7 番	大塚	案内図 6 - 1 5 をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 転用行為の必要性は、親の代に居宅、納屋を建築し生活しておりますが、今回申請地を通路として使用してきておりますが、農地転用がなされておらず、今回土地所有者との話し合いで、農地法の手続き申請するもの

		<p>です。進入道路及び浄化槽で利用しています。浄化槽につきましては、市道拡張時に市道水路柵に放流同意をいただいております。以上の状況であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第6号番号15番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号15番は原案どおり承認されました。</p>
議長	田代	<p>暫時休憩（15時35分～15時50分）</p>
議長	田代	<p>再開します。続きまして、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画とまります。</p> <p>平成28年度第1号 公告予定年月日は平成28年4月28日です。</p> <p>計画の内容としては、利用権設定については、再設定25件、面積216,371㎡、新規14件、面積110,842㎡、合計39件、面積327,213㎡です。さくら市全体の借賃の平均16,100円、物納の平均値は84.7kg、氏家地区の借賃の平均額は、16,800円、物納の平均値は92.9kg、喜連川地区の借賃の平均額は、13,800円、物納の平均値は73.2kgとなっております。いずれも1反当たりの数字となっております。</p> <p>（利用権新規設定分を朗読して説明）</p> <p>続きまして、所有権の移転です。</p> <p>栃木県農業振興公社への売渡しが2件、栃木県農業振興公社からの売り渡しが1件となっております。氏家地区です。</p> <p>（所有権移転分を朗読して説明）</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

		<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。 議案第7号について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p> <p>全員挙手ですので、議案第7号は、原案通り承認されました。 続きまして、議案第8号「特定農地貸付の承認について（市民農園）」 について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山 野崎	<p>議案第8号について朗読して説明する。 「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律」の概要を説明 します。趣旨、都市住民等の趣味的な利用を目的とした農地の貸付、定 義、10a未満の農地の貸付けで相当数のものを対象とした定型的条件 で行われている。営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための 農地の貸付、貸付期間が5年を超えない、これら条件を全て満たす必要 があります。今回の申請は、農地所有者による市民農園の開設でありま す。〇〇〇〇氏は、市と貸付協定を結びます。そしてから農業委員会へ 申請、承認の流れとなります。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
29番	小林	<p>申請地は、上阿久津台地土地区画整理事業地内です。市民農園は、特 定農地貸付の法律により、都市住民のレクリエーションとして、野菜・ 花等栽培し自然にふれあい農業に対する理解すると思えます。区画整理 地内なので、利用者はあると思えます。1区画年間 4,000円と低額です。よろしく審議お願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	田代	<p>異議なし以外ないようなので、採決に入ります。議案第8号について 承認される方、挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第8号は原案どおり承認されました。続きま</p>

		して、議案第9号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	議案第9号番号1番について朗読して説明する。 土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真について説明する。) 農振白地で、土地改良は未実施です。平成27年9月30日に中山委員と事務局で現地調査を行いました。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
3番	中山	ただいま事務局の説明のとおりです。菌床栽培をやっていたところですが。このような状況ですのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
28番	石田	このような案件がこれからも出てくるので、慎重にご審議願います。
議長	田代	石田委員の意見ですが、その他意見がありますか。
10番	鈴木	初めての案件なので、今後も出てくる可能性がありますので、パイプハウス等は撤去すべきでしょう。
議長	田代	パイプハウス等を撤去してから、再申請していただくことでよろしいでしょうか。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	田代	異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。議案第9号番号1番については、パイプハウス等を撤去してから再申請していただくことでいいでしょうか、挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第9号番号1番について、パイプハウス等を撤去してから再申請としてもらうことにしました。 続きまして、議案第9号番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局	柴山 野崎	<p>議案第9号番号2番について朗読して説明する。</p> <p>土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真について現況について説明する。)</p> <p>農振白地で、土地改良は未実施です。平成27年9月29日大森委員・谷田委員と事務局で現地調査を行いました。</p>
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
19番	大森	事務局のとおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第9号番号2番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第9号番号2番は原案どおり承認されました。続きましては、議案第9号番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山 野崎	<p>議案第9号番号3番について朗読して説明する。</p> <p>土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。)</p> <p>農振白地で、土地改良は未実施です。平成27年9月30日に中山委員と事務局で現地調査を行いました。</p>
3番	中山	申請場所と近隣の状況を説明し、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第9号番号3番について承認される方、挙手を求めます。</p>

【全員挙手】

議長 田代 全員挙手ですので、議案第9号番号3番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第9号番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 柴山 議案第9号番号4番について朗読して説明する。  
野崎 土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により説明する。)  
農振白地で、土地改良は未実施です。平成27年8月17日に小林委員と事務局で現地調査を行いました。

議長 田代 担当委員の説明を求めます。

29番 小林 農地の復元は、難しいです。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 田代 それでは、質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代 異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第9号番号4番について承認される方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 田代 全員挙手ですので、議案第9号番号4番は原案どおり承認されました。続きまして。議案第9号番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 柴山 議案第9号番号5番について朗読して説明する。  
野崎 土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。)  
農振白地で、土地改良は未実施です。平成27年10月1日に大塚委員と事務局で現地調査を行いました。

議長 田代 担当委員の説明を求めます。

17番 大塚 事務局の説明どおりです。お父さんが耕作していましたが、病気で耕作が無理です。近くに家がありますが、誰も住んでいません。どうぞご

審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 田代 それでは、質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代 異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第9号番号5番について承認される方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 田代 全員挙手ですので、議案第9号番号5番については原案どおり承認されました。続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から7番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から7番は、お目通しを願います。

本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。

(午後4時45分閉会)